

第 6488 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 7月 28日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 令和元年10月から12月の裁決事例

Q : 令和元年10月から12月の裁決事例が公表されたようですが、どんな内容のものがあったのですか？

A : 次のような内容のものがありません。

【解説】

先ごろ、国税不服審判所から令和元年10月から12月の裁決事例が公表されました。

国税通則法関係が4件、所得税法関係が1件、相続税法関係が1件の6件です。

主なものには、次のようなものがありました。

【国税通則法関係】

この事例は、請求人が、相続財産を過少に記載した「相続についてのお尋ね」と題する文書(お尋ね文書)を提出して相続税の申告書を提出しなかったことにつき原処分庁が重加算税を課したことによるものです。

原処分庁は、請求人が意図的に「お尋ね文書」に虚偽の記載をして提出したとして、重加算税の賦課要件を満たす旨主張しましたが、審判所は、証拠資料等を精査しても、請求人が「お尋ね文書」に意図的に虚偽の記載をして提出したことを裏付けるに足りる証拠は存在せず、また、請求人が当初から相続税を申告しないことを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をしたなどとも認められないことから、重加算税の賦課要件は満たさないと判断し、原処分庁の賦課決定処分の一部取り消しをしました。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】